

議案第 6 5 号

前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正について

令和 6 年 5 月 8 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 2 8 年前橋市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 2 8 条第 3 項」を「並びに第 2 8 条第 3 項及び第 4 項」に改め、「効果」の次に「並びに失職の例外」を加える。

第 1 1 条第 1 項中「のうち」を「であって」に、「を公務遂行中の過失又は通勤途上の交通事故により犯した者については」を「が過失によるものであり、かつ」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 1 1 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に確定する裁判の判決に係る刑に処せられる職員について適用する。